

鯖江市総合型地域スポーツ三クラブ連絡協議会 規定

（総則）

第1条

この規定は、（一社）鯖江市スポーツ協会（以下「本協会」という。）定款第4条第1項の規定に基づき、鯖江市総合型地域スポーツ三クラブ連絡協議会（以下「市協議会」という。）に関することを定める。

（事務局）

第2条 市協議会は、事務局を本協会（神明健康健康スポーツセンター内）に置く。

（目的）

第3条 市協議会は、スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造を目指して、鯖江市内で活動する総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型スポーツクラブ」という。）の定着・発展を促進するため、その円滑な運営に資する情報交換や交流の活性化を図り、もって生涯スポーツ社会の実現に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 市協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1） 総合型スポーツクラブの会員の相互の活動交流
- （2） 総合型スポーツクラブの情報交換
- （3） 総合型スポーツクラブへの活動相互協力
- （4） 総合型スポーツクラブの社会的認知の向上と広報活動
- （5） 総合型スポーツクラブの研修活動
- （6） その他目的達成に必要な事業
- （7） さばえジュニアクラブの運営

（組織）

第5条 市協議会は、市内の総合型スポーツクラブをもって構成する。

（役員）

第6条 市協議会に次の役員を置く。

- （1） 会 長 1名 （2） 副会長 若干名 （3） 理 事 若干名 （4） 監 事 2名

（役員を選任）

第7条 前条の役員は、加盟クラブの会員から選任する。

- 2 会長は、前項のほか、本協会およびスポーツ課職員の中から理事を委嘱することができる。
- 3 理事の中から監事を選任する。

（役員の職務）

第8条 会長は、本協議会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を組織して、総会で議決された業務の執行および緊急を要する事項を審議し処理する。
- 4 監事は、会務・会計について監査し、その結果を総会で報告する。

（役員の任期）

第9条 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

（総会）

第10条 総会は、会長が招集し、議長となる。

- 2 総会は、第6条に定める役員をもって構成する。
- 3 総会は、次の事項について決議する。
 - (1) 事業計画及び収支予算について
 - (2) 事業報告および収支決算について
 - (3) 役員の選任について
 - (4) 規約の改正について
 - (5) その他、市協議会の業務に関する重要事項について

（会議の定足数）

第11条 会議は、構成員の2分の1以上の出席によって成立する。出席できない構成員は委任状をもって出席したものとみなす。

（会議の可否）

第12条 会議の議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決める。

（会議の招集等）

第13条 総会は、会長が招集し毎年1回以上開催し、必要に応じ臨時の総会を招集することができる。

- 2 会議の議長は会長が務める。

（会計）

第14条 役員会は、会費、補助金その他の収入をもって充てる。

- 2 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（その他）

第15条 この規定に定めるもののほか、市協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規定は、令和4年4月1日から施行する。
- 1 この規定は、令和8年6月30日改正